

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第114号

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

醍醐和光寮（以下「寮」という。）に次の職員を置く。

寮長

管理係長

成人係長

児童第一係長

児童第二係長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「次長は寮長を補佐し、寮長補佐は」を「寮長補佐は、」に改め、同条第3項中「管理係長、成人係長、児童第一係長及び児童第二係長」を「係長」に改める。

第3条を次のように改める。

(代理)

第3条 寮長に事故があるときは、主管事務につき、寮長補佐又は係長がその職務を代理する。

第4条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改める。

第5条中「管理係長、成人係長、児童第一係長及び児童第二係長」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)